

福祉避難所について

福祉避難所とは、災害発生時に一般の避難所での生活に支障をきたす災害時要配慮者を受け入れるための施設です。

対象者は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者や障がい者などで、身体などの状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設などへ入所するに至らない程度の方およびその家族です。

公民館、学校などの一般の避難所では要配慮者に対する配慮を行うことが難しいため、本市では市内の高齢者施設 11 施設、障がい者施設 2 施設と協定を締結しています。

＜注意点＞

福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

＜福祉避難所への避難の流れ＞

1. 災害発生時、一般の避難所に避難します。
2. 一般の避難所において、市職員が避難者の身体状態などを考慮し、福祉避難所への避難対象者を決定します。
3. 福祉避難所は受け入れ体制が整った段階で開設し、決定された避難対象者を受け入れます。

福祉避難所一覧

| 施設名 | 住所 |
|----------------------|-----------------|
| 障がい者支援施設 野菊の里 | 鴨島町敷地 1463 番地 1 |
| デイケア鈴木内科 | 鴨島町敷地 15 番地 7 |
| 介護老人保健施設 長寿園 | 鴨島町内原 432 番地 |
| 介護老人保健施設 やすらぎ荘 | 鴨島町上下島 495 番地 5 |
| 養護老人ホーム あけわ | 鴨島町鴨島 538 番地 8 |
| 療養通所介護 ナーシングホームあおいそら | 鴨島町鴨島 876 番地 |
| 特別養護老人ホーム 水明荘 | 川島町川島 106 番地 |
| 軽費老人ホーム 健祥会ヴィラ | 川島町桑村 361 番地 1 |
| 老人保健施設 健祥会ウェル | 川島町川島 114 番地 3 |
| 医療法人 さくら診療所 | 山川町前川 212 番地 6 |
| 養護老人ホーム 芳越荘 | 山川町青木 17 番地 |
| 特別養護老人ホーム 美山苑 | 山川町祇園 51 番地 |
| 特別養護老人ホーム 美郷 | 美郷字毛無 92 番地 17 |

通知カード廃止後もマイナンバーカードの申請は引き続き可能です！

マイナンバーを証明するための「通知カード」の新規・再発行・記載事項変更などの手続きは、5月25日に廃止されましたが、マイナンバーカードの申請は引き続き可能です。通知カード付帯の交付申請書をお持ちの場合は、スマートフォンやパソコンでマイナンバーカードのオンライン申請が可能です。



通知カードの取り扱いについて
○通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き「マイナンバーを証明する書類」として使用できます。

○5月25日以後、氏名、住所などの記載事項の変更がある方は、マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書でマイナンバーの証明が可能です。

マイナンバーカードの申請サポートについて
市民課窓口では、マイナンバーカード申請サポート（無料写真撮影、オンライン申請サポート）を実施しています。この機会に、これからますます便利に使えるマイナンバーカードの申請をお勧めします。
市民課での申請を希望される方は、本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証など）と通知カード*を持参の上、来庁ください。

*通知カードを紛失した場合は、その旨を窓口係員に伝えてください。二次元コード付きの交付申請書発行によりマイナンバーカードの申請ができます。

●問い合わせ 市市民課 ☎22-2210 FAX22-2245

9月10日は『下水道の日』です ～公共下水道の供用開始区域内に建物を所有されている方へ～ 下水道への接続にご協力ください！

下水道は衛生的で住みよい生活環境の実現をはじめ、川や海の水質保全など、私たちが健康で文化的な生活を続けていく上で大きな役割を担っています。

下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続していない方は、早期の接続をお願いいたします。市の下水道工事は「公共ます」まで行いますが、宅内の排水設備工事につきましては、各家庭、事業所の負担となります。

また、公共下水道の処理区域内になると、家庭排水のつなぎ込みが法律で義務づけられており、皆さんの経済的負担をなるべく少なくするため、本市では「水洗便所等改造奨励金制度」や「グループ申請制度」を設けています。

本市でも、良質で豊かな水を大切な資源として利活用できる持続可能な循環型社会の形成が急がれます。今後の下水道の普及促進にご理解とご協力をお願いします。

【水洗便所改造奨励金】
処理区域となった日から1年以内に宅内工事完了の場合 50,000円
処理区域となった日から2年以内に宅内工事完了の場合 25,000円

【グループ申請制度】
令和2年度～3年度の2年間限定の制度で、複数の人がグループとなって接続する場合に奨励金を交付します。
グループの人数によって、支給額を設定します。
※各奨励金の交付には一定の条件があります。

| グループ全体の工事件数 | 支給額（1件につき） |
|-------------|------------|
| 2～4件 | 20,000円 |
| 5～7件 | 40,000円 |
| 8件以上 | 60,000円 |

●問い合わせ 市下水道課 ☎22-2258 FAX22-2254

●問い合わせ 市社会福祉課 地域福祉係 ☎22-2261 FAX22-2260

消費者ひろば

「簡単に儲かる」に注意を！
インターネットで「簡単に高額収入を得る方法を教える」との広告を見て、情報商材（*）を購入したが、実際は、「広告とは異なり、儲からない、サポートがない、返金保証がない」さらに、「業者と連絡が寄せられない」といった苦情が寄せられています。
無料や少額の情報商材を販売してから高額契約を勧めたり、「あなたは選ばれた」、「この価格は今日だけ」など有利性を強調して、強引に契約を勧められることでもあります。
事業者の説明に不安がある場合は、すぐに契約しないでください。また、後から広告にはなかった契約や高額な契約を勧められたりして、話が違ってしまったらきっぱり断ってください。
*情報商材とは、主にインターネットで高額収入を得るためのノウハウなどとして販売される情報のこと。

問い合わせ
市消費生活センター（市総務課内）
市消費者ホットライン
☎36-11840
FAX22-22440
☎22-1188

「消費者ひろば」は、徳島県金融広報委員会の助成金を利用して作成しています。